

東文易解

後編



文部省國語調查會補助委員

大矢透

著

東京外國語學校教師

金國璞

同校

東京高等商業學校教師

張廷彦

# 東文易解

後編

大日本東京

泰東同文局

明治三十五年七月二日印刷  
明治三十五年七月五日發行  
明治三十九年八月二十八日再版印刷  
明治三十九年八月三十一日再版發行

〔東文易解後編與付〕

東京市麻布區飯倉狸穴町五十八番地

著者 大矢透

著作兼發行者 泰東同文局表代者

東京市日本橋區數寄屋町城邊河岸第二十二號地

藤山雷太

東京市日本橋區兜町二番地

印刷者 金澤求也

東京市日本橋區兜町二番地

印刷所 東京印刷株式會社



東文易解後編

目次

全篇讀習文

其一 檀弓一章 東譯

其二 孔子家語一章 東譯

其三 孟子一節 東譯

其四 諭言一則

其五 帖木兒の逸事

其六 群盲古器ヲ評スル圖ニ題ス 川北温山

其七 死刑論 津田眞道

其八 利民 西郷隆盛

十一

六

五

四

三

三十四

二

一

其九 動物の智術

博物叢說 十五

其十 動物と植物との區別

博物叢說 十七

其十一 法律及立法

大町芳衛 二十

其十二 大日本帝國憲法

二十四

其十三 外國貿易の利益

某氏理財學一節 三十

其十四 租稅論

某氏經濟書一節 三十四

其十五 陸軍士官學校開校式の祝詞

曾我祐準 三十八

其十六 日本赤十字社

佐野常民 三十九

其十七 熱情を抑制すべき説

井上哲次郎 四十一

# 東文易解後編

文部省 國語調查會 補助委員 大矢透 著

泰東同文局協修

東京外國語學校教師 金國璞

同校

東京高等商業學校教師 張廷彥

## 全篇讀習文

前編既畧明諸文之式、而各章所舉之文與讀習之文皆不過單章隻句、今欲舉其稍全者於左以收結本編、但其文共十有七篇、其中十六篇悉施反讀符號、且首序古文三篇、逐次及近世東文、是自簡入繁之微意存焉、而末尾揭白文一篇者、是欲使學者試誦讀以自驗學反讀法之熟否也。

其一 檀弓一章 東譯

孔子、泰山の側を過ぐ。婦人の墓に哭する者

ありて哀し。夫子、式して之を聽く。子路を使

て之を問はしめて曰く、子が哭するや、壹に、

重ねて憂あるものに似たり。乃ち曰く、然り。

昔者、吾舅、虎に死にたりき。吾夫、又これに死

にたり。今吾子、又これに死にたり。夫子の曰

く、何故に去らざるや。曰く、苛政なし。夫子の

有而

而

之

也

使

有

者

甲

に於

ワガ

焉

ワガ

焉

爲

不

也

無



曰く、小子、之<sub>レ</sub>を識<sub>レ</sub>る<sub>也</sub>。苛政は、虎<sub>於</sub>よりも猛<sub>也</sub>なる<sub>也</sub>ことを。

其二 孔子家語一章東譯

孔子、衛<sub>に</sub>適<sub>く</sub>。路蒲<sub>に</sub>出<sub>づ</sub>。公叔氏<sub>が</sub>蒲<sub>を</sub>以<sub>て</sub>衛<sub>に</sub>叛<sub>きて</sub>而<sub>之</sub>を止<sub>む</sub>る<sub>に</sub>會<sub>ふ</sub>。孔子の弟<sub>子</sub>、公良儒<sub>といふ者</sub>あり<sub>有</sub>。人<sub>となり</sub>爲<sub>賢</sub>にして長<sub>く</sub>、勇力<sub>あり</sub>有<sub>私</sub>車五乘<sub>を</sub>以<sub>て</sub>、夫子の行<sub>に</sub>

從へり。喟然として曰く、昔吾夫子に從て、難

に匡手に遇ひ、又樹を宋於に伐られたりき。今復

困に此於に遇へり。命也なるかな。それ夫、夫子の其し仍

きりに難於に遇ふと見んよりは、寧ろ我、鬪死

せんといひて、劔を挺而きて、衆を合せて將に

之與と戰はんとせしかば、蒲人懼れて曰く、苟

し、衛に適くこと無くんば、吾則ち子を出さ

んといひて、以て、孔子に盟て、之を東門より  
出したり。孔子、遂に衛に適けり。

其三 孟子一節 東譯

明君の民の産を制する、必ず、仰ぎては、以て  
父母に事ふるに足り、俯しては、以て妻子を  
畜ふに足り、樂歲には、終身飽き、凶年には、死  
亡於免れ使しめ、然る後、驅りて善にみちびけ

故に民之の之之に従ふ也や、輕かりき。今也や、民之の  
 産を制するに、仰ぎては、以て父母之に事ふる  
 に、足らず不俯しては、以て妻子を畜ふに、足ら  
 ず不。樂歲には、終身苦しみ、凶年には、死亡を免  
 れ不ず。此惟、死を救ひて而、贍らざる不と恐る。奚ぞ  
 禮義を治むるに、暇あらん哉や。

其四 諭言一則



栗鼠、樹ヲ攀ヂテ胡桃ヲ摘ミ、ソノ皮ヲ嚙ミ  
 破リ、顰蹙シテ曰ク何ゾソレ苦キヤト、既ニ  
 シテ、核ニ及ブ。乃チ笑ツテ曰ク先ヅ苦ヲ喫  
 セズンバ、安ゾコノ滋味ヲ得ルコトアラ  
 ヤト。

其五 帖木兒の逸事

昔、蒙古の帖木兒、花刺散の原野に流離せし

時、一日、野外に於に逍遙せしに、叢間一甲蟲有あり、

地上自より、一草に攀ぢ登り、既に莖を經て將

に葉部に於に移らんとす。會風吹き來りて之を

搖しければ、又地に落ちたり。帖木兒、歩を止

めて、これ之を熟視するに、この甲蟲此、落ちては、又

攀ぢ、攀ぢては、又落つること、數回。纔に志を遂

げて、葉部之の餌を獲たり。茲に従者を顧みて

曰はく、幸福之の遠二に得可べからざる不ことかく此  
 の如し。此甲蟲是は、余之が良師友也なり。深く謀り、  
 遠く慮りて而落ち、落ちて而又攀ぢ登る之勇氣無な  
 くんば則、いかでか志望豈を達する哉を得んやと  
 て是從より、益、困難レに堪へ苦辛レを忍びて而、終レに  
 大業レを成就せり矣とぞ。

其六 群盲古器ヲ評スル圖ニ題ス

群盲鼎ヲ擁シテ而立ツ。鉉ヲ握リテ以弓ト爲ス

者アリ有。腹ヲ撫シテ以鐘ト爲ス者アリ有。足ヲ抱

イテ以柱ト爲ス者アリ有。耳ヲ執テ以盤ト爲ス者

アリ有。均シク全鼎ヲ見ズ不シ而喧嘩止マズ不。

老盲アリ有。徧摩深察シテ而傲然トシテ群盲ニ

諭シテ曰ク某ガ之握ル所ハ鉉ナリ也。某ガ之撫ス

ル所ハ腹ナリ也。某ハ者足ナリ也。某ハ者耳ナリ也。此ヲ



之レ鼎ト謂フト云フ。衆咸クコレ焉ニ服セリ。

一盲ノ曰ク已ニ其名ヲ聞クコトヲ得タリ。

請問フ其用如何。老盲答フルコト能ハズ不識。

者ヨリ由之ヲ觀レバ、一端ヲ執ル者ハ誠ニ陋

ナリ。也乃チ全體ヲ舉ゲテ其名ヲ諳ズル雖モ其

用フル所以ヲ知ラザル不トキハ、亦コレ焉ヲ得

タリト爲サズ不。嗚呼、聖人再ビ興ラズ不。吾人ノ之

經ヲ爲ムルヤ也群盲爲タラザ不ル者幾希ナリ矣。經

術之難キ、奚ゾ翹古器之ノ比耳ノミナランヤ哉。

其七 死刑論

津田眞道

刑ニ死刑有アルハ、猶罪犯審問之ノ法ニ拷問有ア

ルガ如キ歟。拷問之ノ其法ヲ失シタルコトハ、者

余輩、已ニ屢之ヲ論ゼリ。今請フ死刑之ノ刑ニ

非ル所以ヲ説明セン。夫レ刑者ハ、人之ノ罪惡ヲ

懲ス所以ナリ也。懲ストハ何者ゾ、曰ク犯人惡事

ノ之罪業タル為罪業ノ之畏ルベキ可ヲ知リテ而之ニ

懲リ之ヲ悔イ善道ニ復歸スルナリ也。刑法ノ之

目的宜シク此ノ如クナルベシ(可)。然而シテ死

刑ハ者苟モ之ヲ施行スレバ則人命ヲ絶ツ。豈

之ヲ以懲悔ノ法トスベケンヤ哉。縱令其人懲悔

スル所アル有モ然而其人已ニ死シテ其心魂其體

ニ在ラズ不之ヲ奈何ンゾ善道ニ歸シ四善行ヲ

人間於ニ脩ムルニ由有アラシヤ乎故ニ曰ク死刑

ハ者刑ニ非ズト立法トイヒ司法トイフ皆吾人

ノ之ヲ立テ之ヲ司ル所ナリ者也吾人元來人ヲ

活スル之ノ力徳ナクシテ無檀ニ人ヲ殺ス之ノ法

ヲ制行ス豈之ヲ有道之ノ事ト謂フ可ケンヤ哉

到底殺人之ノ刑ハ者亦暴惡之ノ舉タル為ヲ免カレ



ザルナリ不也刑典ニ曰ク人ヲ殺ス者ハ死スト

果シテ暴ヲ以テ暴ニ易ルナリ也或曰ク死刑

ハ者一人ヲ刑シテ而千萬人ヲ懲スナリト也抑我

邦人口三千餘萬年々死刑ニ處セラル被者

概スルニ千人ヨリ乎少シトセ不為ズ蓋數千年之

ヲ懲ラシテ而未曾テ懲リザル歟然而シテ歐

米各國ヲ合スレ則バ其人口固ヨリ我ニ數倍

セリ。其死刑ニ處セラル被、者ハ數國ヲ合シ

テ而一歲僅ニ數人ニ過ギズ不何ゾ兇惡人ノ之我

ニ於多クシ而テ彼ニ於少キヤ乎蓋刑律ノ之彼此同ジ

カラズ不死刑彼ニ於少ク間或ハ全ク死刑ヲ廢

シタル國有アルト與又所謂開化ノ之度同ジカラ

ザルニ因ルノ耳復讎ハ者古來之ヲ善事ト七爲

リ。然レドモ決シテ善事ニ非ラズ。却テ大惡

事ナリ也。國家今日謀殺律ヲ以テ復讎人ニ當

ス慘酷ニ非ルナリ也。復讎ハ者實ニ百方謀構讎

人ヲ殺スナリ也。故ニ復讎律ノ改定ハ者吾人慣

習ニ依リ或ハ之ヲ論駁スル者ナシトセズ爲不

ト雖モ、間然スベカラザルナリ也。但文明開化

能ク復讎ヲ嚴禁シテ而猶此死刑ヲ存ス。余ガ之

解スルコト能ハザル所ナリ也。蓋復讎ヲ禁ジ

テ而猶死刑ヲ存スルハ者猶酒ヲ禁ジテ而之ヲ罰

スルニ酒杯ヲ以テスルガ如キ歟。或ハ曰ク

刑之ノ主旨ハ者吾人同社之ノ害ヲ除ク所以ナリ。也

故ニ暴惡之ノ人ハ則之ヲ殺シテ而以テ吾人同社

ノ害之ヲ除クナリト。也此言理アリ有、然レドモ能

ク此主旨ヲ達スベ可キ者。死刑ヲ除イテ而他於ニ

求ムベ可シ。所謂流刑ナリ也而シテ流刑ハ者却テ

毒ヲ他邦ニ<sup>於</sup>移ス。猶白圭ノ<sup>之</sup>水ヲ治ムルニ均

シク、鄰國ヲ以テ壑トスル<sup>爲</sup>ノ害アリ<sup>有</sup>行フベ<sup>可</sup>

カラズ<sup>不</sup>。蓋能ク刑ノ主旨ニ適シ<sup>而</sup>テ施行スベ<sup>可</sup>

キ者ハ、唯徒刑若クハ懲役アル<sup>有</sup>ノミ<sup>而</sup>已。尙書ニ

曰ハク刑ヲ無刑ニ<sup>於</sup>期スト。其旨趣善美ナリ

ト謂フベシ<sup>可</sup>。然レドモ能ク之ヲ空言ニ論ズ

ベク<sup>可</sup>シテ<sup>而</sup>未ダ之ヲ實地ニ施スベキヲ知ラ



ズ<sup>不</sup>。余ハ則、刑ヲ死刑ナ<sup>無</sup>キニ<sup>於</sup>期ス。然レドモ歐

米文明ノ各國死刑ヲ廢スル<sup>之</sup>ノ説出テヨリ<sup>自</sup>

既ニ百年、彼ニ在テモ<sup>亦</sup>、未ダ全ク行ハル、ニ

至ラズ<sup>不</sup>、矧ヤ、我東方ニ於テ<sup>乎</sup>ヤ。蓋唯之ヲ將

來<sup>於</sup>ニ期スル<sup>耳</sup>ノミ。今日ニ在テ此論ヲ發ス余

自ラ其尙早キヲ知ルト雖モ、聊<sup>レ</sup>ベツカリヤ氏

ノ<sup>之</sup>顰ニ傲テ我邦人ノ<sup>之</sup>睡魔ヲ驚カサント欲

スト云フ爾ノミ。

### 其八 利民

西郷隆盛

聖賢常ニ利ヲ言ハズ不。利ヲ以テ惡ム可シト

爲スニア非ラザルナリ也。之ヲ言ハザル不者ハ、大

ニ憂フルト所コロノ者有テ而存スルナリ也。苟モ

其心利ヲ計ルニア在ルトキ則ハ、蓄害並ビ至ル。

心仁義ニ在ルトキ則ハ萬福並ビ至ル。然ラバ

則チ國家ノ永安彼ニアラズシテ此ニ在ル

コト知ル可キノミ故ニ君子ハ民ノ憂ヲ憂

ヒテ己ノ憂ヲ憂ヒズ萬民ノ利ヲ計テ己ノ

利ヲ計ラズ己ノ利ヲ計ル者ハ桀紂ナリ民

ノ利ヲ計ル者ハ堯舜ナリ吁堯舜ノ桀紂ニ

於ケルヤ霄壤ノ殊ナルガ如シ而シテ其殊

ナル所以ノ者ヲ求ムレバ利義毫髮ノ間ニ

在ル耳ノミ。豈懼レザル不ベケン可ヤ。嗚呼世俗ノ之

所謂ル利ナル者ハ利ニアラズシテ而不利ナ

ル者ナリ也。所謂ル不利ナル者ハ不利ニアラ非

ズシテ而利ナル者ナリ也。故ニ利ヲ言テ利トス爲

ル者ハ未ダ其利ヲ知ラザル(不)者ナリ也。苟モ之

ヲ以利トス爲ルコトヲ知ル者ハ天ノ之四徳ナリ也。然

ラバ則利ナル者ハ四徳ノ之一豈惡ムベケン可

ヤ哉蓋シ天運循環四時錯行萬物其生ヲ遂グ

ルハ者天之利ナリ也天萬物ヲ利シテ而毫毛之利

心有アルコトナシ莫明君天ニ法テ而百姓ヲ治ム

周武心力ヲ勞シテ而百姓ヲ利ス復一毫モ自

利之心有アルコトナシ莫萬物其生ヲ遂グルハ

天之利焉コレヨリ大ナルハナシ莫萬民其所ヲ

安ズルハ人君之利豈焉コレヨリ大ナルモノ



有<sub>レ</sub>ラ<sub>ン</sub>ヤ<sub>哉</sub>誠ニ利<sub>ヲ</sub>利<sub>ト</sub>爲<sub>レ</sub>サバ此<sub>レ</sub>則<sub>チ</sub>利

ノ<sub>之</sub>天下ニ於ケル一日モ闕ク可<sub>レ</sub>ラザ<sub>ル</sub>者ニ

アラ<sub>ズ</sub>ヤ<sub>哉</sub>何<sub>ゾ</sub>利<sub>ヲ</sub>言<sub>フ</sub>ニ憚<sub>ラ</sub>ン。然而世<sub>ノ</sub>

所謂ル利<sub>ハ</sub>往々已<sub>レ</sub>ヲ利<sub>ス</sub>ルヲ以<sub>テ</sub>利<sub>ト</sub>ナ<sub>爲</sub>

シ、民<sub>ヲ</sub>利<sub>ス</sub>ルヲ以<sub>テ</sub>不利<sub>ト</sub>ナ<sub>爲</sub>ス。故ニ聖賢

ハ、利<sub>ヲ</sub>言<sub>ハ</sub>ズ<sub>シ</sub>テ仁義<sub>ヲ</sub>説ク、果<sub>シ</sub>テ仁義

ヲ行<sub>ヘ</sub>バ、天<sub>ノ</sub>利<sub>ヲ</sub>爲<sub>ス</sub>所以<sub>ノ</sub>者其中ニ存

ス。夫レ心ヲ專ラニシテ以テ仁政ヲ行フハ者

人君ノ職ナリ也。所謂ル仁政ハ者萬民ヲ利スル

者ナリ也。若シ政ヲ行テ而百姓不利トナサバ則何

ノ仁カアラ有ン。然ラバ則仁政ナル者ハ萬民ヲ

利スル之名ナリ也。萬民ヲ利スル者ハ大ニ恩

澤ヲ施シテ而其困苦スル所ヲ除キ而其安息

スル所ヲ與へ、禮樂政教ハ則チ皆民ヲ利ス

ル<sup>之</sup>ノ具ナ<sup>也</sup>リ。是時ニ當テ陰陽寒暑時ニ順ヒ、

菑害起ラズ<sup>不</sup>、禍亂生ゼズ<sup>不</sup>、五穀熟シテ<sup>而</sup>民人育

スルハ、天<sup>之</sup>ノ化育ヲ贊クル所以、豈天下<sup>之</sup>ノ大

利ナラズヤ<sup>不乎</sup>。苟天利ニ法ラズ<sup>不</sup>シテ<sup>而</sup>己ノ利ヲ

計ラント欲シ、區々タル小利ニ、民ヲ剝ギ以

テ己ガ欲ヲ肆ニスレバ<sup>則</sup>、國人靡然トシテ利

ニ過リ、心ヲ稼穡<sup>ニ於</sup>用ヒズ<sup>不</sup>シテ、カヲ末利<sup>ニ於</sup>

盡<sup>上</sup>シ、土地荒蕪シ、山林殘伐シ、困窮離散甚シ

ク、而テ租稅出ス所ナシ<sup>無</sup>。是ニ於テカ<sup>乎</sup>、淳朴ノ

風類レテ<sup>而</sup>、譎詐殘賊ノ心起リ、攘奪爭鬪禍亂

迭生ス。國家ノ不利豈之レニ過<sup>レ</sup>グル者アラ<sup>有</sup>

ンヤ<sup>哉</sup>之ニ由テ之ヲ觀レバ、聖賢ノ利ヲ言ハ

ザル<sup>不</sup>ノ<sup>之</sup>深理ハ、良ニ故アルナリ<sup>有</sup>。嗚呼國家ヲ

治メント欲スル者當ニ目前ノ小利ヲ絶ツ

テ而皇天ノ大利ヲ法ルベキナリ。(可)也

其九 動物の智術 博物叢說

學者者は動物を大別して而まづ八門先となし爲次

に、又之を分類して而數種とせり爲。さて抑その其軀

幹之の構造品位に精疎優劣の差異有あること

は者もとよりいふ雖不埃言言でもあらざれども、動物

中各皆其性分に應じて而稟け得たる之天然の

智術備りて而其生存を保つもの者なること

は實に驚くべし。可

今茲にその梗概を序でん、例之へば鳥賊の

如く黒き液を噴き出して、而己が所在をくらま隠晦

すも有あり。文蛤の如く貝殻を閉ぢて而其の中

に於潜むもあり。燕の如く人家に於巢ひて而子を

生育するもあり。雀の如く輕捷にして而能よく



樹木藩籬の間に於身を隠し危急なるに到れ

ば則敵の左右上下に於群飛して而危難を防ぐも

あり有又、細絲を繰り出す蜘蛛の類の如き、毒

液を注射する蝮蛇の如きものあり者有

猿猴の梢を攀ぢ樹間に於隠るゝ亦自ら規

律あり有。その進退動止總すべて主長たる老猿

の命之に依る。老猿啼きて而意向を一猿に示し、

一猿叫びて而之を群猿に傳ふる時は則群猿之

れに應じて而聲を發し去就を共にすと云いへ

り。又野牛野馬の類之の一群廣野に眠る時は則

必ず一頭の守視みはりするもの者を置き若もし外敵

の之襲ひ來ること有あれば則直ちに危難を通知

せ令む中に就きて蜂族の如き又蟻類の如

きは則數萬の中に一の主長有あり。又勞役に服

するもの者の巢を守り者の等などありて而常に主長の命令を受けてその生其を営むもの者なりとぞ。  
是れ皆生存を保たんと之智術なり也。

其十 動物と植物との區別之

博物叢說

動物と植物との區別之は、甚た明らかなるが如しと雖も、劣等之なる動物に至りては、殆ど別ちがたきもの者あり有。珊瑚蟲、石梅等は、體形

植物に類似し、海底の岩石に於に附着して、移動

することなく、血液循環の機關もなく呼吸亦

の機をも具へず。目もなく耳もなく生活の

力は全體に於に亘れり。且つある種類はその一

片を切斷すれども斷片速かに成長して全

備の體形となるものありて、其の狀甚た植

物に類せり。

植物中に於亦も、含羞草、攫蟲草などは者多少動物

の感覺に似たるもの者を有せり。人若し指を

含羞草に於につ着ければ則、其の葉忽ち收縮して而下

垂し、恰も翫弄せらる被るゝを避くるに似たり。

攫蟲草は是米國カリナに於に産する植物にし

て、而其葉自より甘き液汁を分泌し、此の液を管

めんと欲して、飛び來る小蟲、葉の上に於に止れば則、

其の葉忽ち抱着して而之を壓殺し死ぬるに

至るまで不は決して則開くことなし無と云へり。

斯の如く動物にして亦移動することなく無植

物にして亦や微感覺ある有に似たるもの者のあれ有

とも雖之を精細に検査せば則兩界之の區別を明

瞭にすることを得可べし。抑動物者は自己の動

作を起して而餌食を獲れとも雖植物者は自體の



運動を起して而糧食を獲ることなし無動物は者

胃中に於て食物を消化して而身體を榮養し

植物は者根及び葉自より滋養を吸収す植物は者

無機體を取りて而其體を養ひ動物は者動植二

物及び礦物を食とす植物は者間斷無なく滋養

を吸収すれども動物は者或時限を定めて而飲

食す又動物は知覺を具へ植物は之を有せ

す。植物中に、間、知覺を有するが如きものあ

れども、これ眞の知覺を有すと謂ふべから

ず。運動するものあれども、是れ亦自己の意

思より起るものにあらざるなり。蓋し動植

の二類ともに只其の外貌を一見したるの

みにては其の如何を定め難し。さて、世に知

られし植物の種類は八萬に餘り、動物は二

十五萬之の夥しきに及べり。又植物にはは、方八

分強に於二百五十萬個を容れ得べきの的么微な

るもの者あり。又長さ七十丈に于にも達すべきの的甚

た巨大なるもの者あり。動物にも亦、鯨、象の

如く偉大なるもの者あり。一滴の水中に於に游泳す

る的無數之の動物もあり有。誠に靈妙なる造化の之

功用は者驚嘆の之至りに堪へざる不也なり。

其十一 法律及び立法 大町芳衛

學校ニ校則アルガ如ク、國家ニハ國家ヲ制

裁スベキ規則アリテ我等臣民ノ秩序ヲ保

ツ。此規則ヲ名ツケテ法律ト謂フ。

法律ヲ大別シテ公法、私法ノ二種トス。公法

ハ國家ト臣民トノ關係ヲ定ムルモノニシ

テ、即チ憲法、刑法、行政法ノ如キ是レナリ。私

法者ハ臣民ト與臣民ト之ノ關係ヲ定ムルモ者ノニ

シテ、即チ民法、商法レノ如キ是ナリ也。我國ノ法

律者ハ我等臣民之ノ權利義務ヲ定メタルモ者ノ

ナリ也。例ヘバ我國ノ臣民レタル爲モ者ノハ、所有、選

舉等ノ權利ヲ有シ服役、納稅等ノ義務ヲ負

フガ如シ。又、法律者ハ、我等臣民之ノ必ズ服従ス

ベキモ要者者ノニシ而テ若シ之ニ違背スルト則キハ

賠償ヲ命ゼラレ<sup>被</sup>、或ハ刑罰ヲ加ヘラ<sup>被</sup>ル。之ヲ

法律ノ制裁トイフナリ。<sup>謂也</sup>

サテ、此等ノ法律ヲ制定スル<sup>之</sup>權、所謂立法權

ナル者ハ天皇ノ掌握シ給<sup>タマ(敬辭)</sup>フ所ニシテ、天皇

ハ帝國議會ノ<sup>之</sup>協賛ヲ經テ<sup>而</sup>之ヲ行ヒタマフ。

サレ<sup>然則</sup>バ、我國ニ於テ、法律ヲ制定スル<sup>之</sup>通常ノ

順序<sup>亦</sup>モ先ヅ政府ニテ其制定セント<sup>所</sup>ト欲スル<sup>之</sup>



法律案ヲ於帝國議會ニ提出シ、(先政府提出所其欲制定之法律案於帝國議會)帝

國議會ハ著一讀會、二讀會ノ之順序ヲ經テ之ヲ

議決スルナリ。也政府ヨリ由法律案ヲ提出スル

ニハ、或ハ貴族院ヲ前ニシ、或ハ衆議院ヲ前

ニスルコトアリテ有而先ヅ甲院ニ於テ議決スル

トキハ乙院ニ廻送シテ而之ヲ議決セシ令メ兩

院ト共モニ議決スルト則キハ、コレヲ天皇ニ上

奏ス。天皇ニオイテ之ヲ是認シタマフト則キ

ハ、之ヲ裁可シテ而其ノ公布及ビ執行ヲ命ジ

タマフ。法律案者ハ政府ヨリ自提出スル不獨ノミナ

ラズ兩院ニ於テモ、亦各之ヲ提出スルコト

ヲ得ルナリ。也

法律ト與同ジク我等ノ之遵守スベキ可モノニシ

テ命令ト稱スルモノアリ者。命令ニハ者勅令、閣

令、省令、警視廳令、府縣令ノ五種アリ。勅令ハ

憲法ニ規定セル大權ノマ、ニ天皇ヨリ發

布シタマフ命令ナリ。（勅令者按於憲法所規定之  
大權自天皇所發布命令也）其中ニテ

緊急勅令ト云フハ帝國議會ノ閉會中ニ緊

急ヲ要スル事情生ゼシ時、發布シタマフ命

令ニシテ一時法律ニ代フベキモノナリ。此

勅令ハ、次ノ會期ニ之ヲ帝國議會ニ提出シ、

其承諾ヲ得レザル不トキ則ハ、將來其効力ヲ失フ

モノトス。又閣令、省令、警視廳令、府縣令等ハ、者

法律勅令ノ範圍内ニ於テ其法律、勅令等ヲ

執行スルニ必要ナル之時、内閣、各省、警視總監、

及、地方長官ニ於テ制定發布スルモノ者ナリ。也

我等臣民之ガ能ク我ガ法律ヲ心得明オキテ之存之於心

ヲ遵守スベキコトハ者勿論ニシテ、不待言  
(我等臣民之可能明存法律於心懷而遵守之)

待者不(言)ソハ、社會ノ秩序ヲ保ツニ<sup>於</sup>甚ダ必要ナル<sup>之</sup>

コトナリ。<sup>事也</sup>

其十二 大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ<sup>者</sup>萬世一系ノ<sup>之</sup>天皇之

ヲ統治ス。

第二條 皇位ハ<sup>者</sup>皇室典範ノ<sup>之</sup>定ムル所ニ依

リ、皇男子孫之ヲ繼承ス。

第三條

天皇ハ<sup>者</sup>神聖ニシテ<sup>而</sup>、<sup>レ</sup>侵スベカラズ<sup>不</sup>。

第四條

天皇ハ<sup>者</sup>國<sup>之</sup>ノ元首ニシテ<sup>而</sup>統治權ヲ

總攬シ、此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ。

第五條

天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立

法權ヲ行フ。

第六條

天皇ハ法律ヲ裁可シ、其ノ公布及



執行ヲ命ズ。

第七條 天皇ハ、帝國議會ヲ召集シ、其ノ開會、閉會及衆議院ノ解散ヲ命ズ。

第八條 天皇ハ、公共之ノ安全ヲ保持シ又ハ

其ノ災厄ヲ避クル爲、緊急ノ必要ニ由リ、

帝國議會閉會ノ場合時ニ於テ、法律ニ代ル

可(之)

ベキ勅令ヲ發ス。

(於帝國議會閉會時間  
發可代法律之勅令)

此ノ勅令ハ、次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ

提出スベシ。若シ議會ニ於テ承諾セザル

トキハ、政府ハ將來ニ向テ其効力ヲ失フ

コトヲ公布スベシ。

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ、又ハ

公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福

ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又

ハ發セシム俾他。但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更

スルコトヲ得不ズ。(天皇親發或俾他發爲執行法律又爲保持公共之安寧秩序及增進臣民之幸福所要之命令但不得以命令變更法律)

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官

俸級ヲ定メ及文武官ヲ任免ス。但シ此憲

法又ハ他ノ法律ニ於特例ヲ揭ゲタル所者

ハ各其ノ條項ニ依ル。

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス。

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵

額ヲ定ム。

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ、和ヲ講シ及諸

般ノ條約ヲ締結ス。

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス。

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定

ム。

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮

典ヲ授與ス。

第十六條 天皇ハ大赦減刑及復權ヲ命ズ。

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範<sub>之</sub>ノ定ム

ル所ニ依ル。攝政ハ天皇<sub>之</sub>ノ名ニ於テ大權

ヲ行フ。

## 第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民爲タル之ノ要件者ハ、法律之ノ

定ムル所ニ依ル。

第十九條 日本臣民者ハ、法律命令ノ定ムル

所之ノ資格ニ應ジ、均ク文武官ニ任セラレ被

及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得。

第二十條 日本臣民ハ、法律之ノ定ムル所ニ

從ヒ兵役之ノ義務ヲ有ス。



第二十一條

日本臣民ハ、法律ノ<sup>之</sup>

定ムル所

從ヒ納稅

ノ<sup>之</sup>

義務ヲ有ス。

第二十二條

日本臣民ハ、法律ノ<sup>之</sup>

範圍内ニ

於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス。

第二十三條

日本臣民ハ、法律ニ依ルニ非

ズシテ逮捕、監禁、審問、處罰ヲ受クルコト

ナシ。<sup>莫</sup>

第二十四條

日本臣民ハ、法律ニ定

メタル所定之

裁判官ノ

之

裁判ヲ受クル

之

ノ權ヲ奪ハル、

被

コトナシ

莫

日本臣民者莫被奪受法律所定之裁判官之裁判之權

第二十五條

日本臣民ハ、法律ニ定

メタル所定之

場合ヲ除ク外、其ノ許諾

無

ナクシテ住所

而

ニ於

侵入セラレ

被

及搜索セラ

被

ル、コトナシ。

莫

第二十六條

日本臣民ハ、法律ニ定

メタル所定之

場合ヲ除ク外、信書ノ秘密ヲ侵サル、コ  
トナシ。<sup>莫</sup>

第二十七條 日本臣民ハ其所有權ヲ侵サ

ル、コトナシ。<sup>被</sup>

公益ノ爲、必要ナル處分ハ、法律ノ定ムル

所ニ依ル。

第二十八條 日本臣民ハ、安寧秩序ヲ妨ゲ

不<sub>レ</sub>ズ及<sub>レ</sub>臣民タル<sub>レ</sub>ノ<sub>レ</sub>義務ニ背カザ<sub>レ</sub>ル<sub>レ</sub>限ニ於

テ信教ノ自由ヲ有ス。

第二十九條

日本臣民ハ、法律ノ範圍内ニ

於テ、言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ

有ス。

第三十條

日本臣民ハ、相當ノ敬禮ヲ守リ

別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ、請願ヲ爲ス

コトヲ得。

第三十一條 本章ニ掲ケタル<sub>所之</sub>條規ハ、戰時

又ハ國家事變ノ場合ニ於テ、天皇大權ノ<sub>之</sub>

施行ヲ妨クルコトナシ。<sub>莫</sub>

第三十二條 本章ニ掲ゲタル<sub>所之</sub>條規ハ、陸海

軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セザル<sub>不者</sub>モノニ

限リ、軍人ニ<sub>于</sub>準行ス。

(以下畧之)

其十三 外國貿易の利益

某氏理財學一節

古昔は、外國貿易の利益を以て専ら商賣人

が得有する所となし、一般の人は殆ど其利

害に關せざるもの如く思惟せしは、實に

大なる誤解と謂ふべし。蓋し貿易の眞利益

の歸する所は、國民一般即ち消費者にして、

之と同時に、商賣人も利潤を得ざるには非





之が爲めに職業の利益を失ふこと無きに

あらざれども、非是等は他者に於最も能く自國の

生産に適したる物品を製造して之を外國

に輸出するときは、此に失ふ所ありと雖も、

彼に得る所あるに由り、全國の經濟上に於

ては一の損害あること無きなり。されば、外

國の貿易に於て兩國各同等の地位に立ち

同等の特利益を有するにおいては、消費者

も又製造人も商賣人も一般に其利益を蒙

むること不待言也勿論なり。但、世界各国經濟上の状

態は種々異様にして而各其利益を異にし不

同等の地位に在るが故に、一概に論定すべ

からず。

外國貿易直接の利益は互に廉價なる勤勞

財本と交換して而國民一般の利益を爲すに

在るの之趣旨は、既に述ぶるが如し然れども

貿易間接の利益に於に至りては則其廣且つ大な

ること亦測る可らざる不もの有る者なり也先づ

其一二をを擧ぐれば則輸出多くして而生財盛ん

なる則ときは、分業法も廣く行はる可べく器械

の利用も亦無所間然十分なるべく其他生財上に係關す

る改良若くは新案等も漸次進歩すべし。又

國有によりては、未開之の沃土を有し未發之の富

源を握りながら雖然其人民懶惰安逸自ら甘ん

じて而進むことを知らざりし者亦、一朝外國

貿易の開くるに及びて忽ち富源を啓く之の

術を知り是に於て志氣を勵まし希望を増

して而急に生財之の路を開發したる所例は、古今

實に少しとせず爲不然れども是れ全く經濟上

の利益を擧ぐるのみ耳。若し夫れ智徳開發の之

利益に至りては於實に豫想す可らざる者不有あ

り。近世世界列國の間に稍慘酷なる戰爭の之

跡と絶つ於に至りたるも亦全く外國貿易の進

歩に依らず不んばある可からず不。然然れば則、ミル

氏が、外國貿易の功德を賞讃して、人間種族



の思想、性質並に法制を使して限りなく無高尙  
ならしむるものなりと者云曰ひしは者亦溢美の  
辭に非ざるなり。也  
下 畧

### 其十四 租稅論

某氏經濟書の一節

諸學士、租稅の義と解くに各其説と異にし  
或は曰く租稅とは者政府の職務と與人民の義  
務と相交易する所の者なりと也。又或は曰く

租税は者人民が之治安の負擔に對して而政府に于

償ふ所の之の保險料なり也然れども古來各國

の人民が之租税と納むる所以は者獨り政府が之

人民の爲めに執るところ之の職務及其圖る

と所ころ之の治安に酬ゆるのみならず不政府現

在に招致せる所之損失又は既往の國債若くは

臨時の費用等も亦皆人民にて其負擔に任せ

ざる<sup>不</sup>可からず<sup>不</sup>彼の土耳其格國の政府の如き

は、殆ど民の膏血と浚<sup>レ</sup>て<sup>而</sup>自ら私するが故<sup>以</sup>に<sup>是</sup>

若し租税は<sup>者</sup>政府の<sup>之</sup>職務と<sup>與</sup>人民の<sup>之</sup>義務と相

交易する<sup>所</sup>者なり<sup>也</sup>との<sup>之</sup>解釋に従ひ<sup>則</sup>ば、土耳

格國民は、租税を負擔せず<sup>不</sup>して<sup>而</sup>可なる<sup>理當</sup>理な

らん<sup>也</sup>。然れども此等の解釋は<sup>但</sup>獨り租税の本

質を誤認せるのみならず<sup>不</sup>人民と<sup>使</sup>して<sup>其</sup>其職

務若くは約束を履行せざれば、租税を納め

若不則

ずして可なりと爲すの禍心を抱かしむる

不而也

の危険あり。然らば則ち、租税の定義如何ん

之有

曰く凡そ國民たるものは、政府が、今日若く

爲者

は既往に盡すところの職務に酬ゆべきは

於

所

之

可

者

勿論、總て政府に係る一切の費用は、其當否

不待言

者

善惡を論ぜず、皆悉く之を負擔せざる可か

不

不

ら<sub>不</sub>ず。故に租税者即とは、政府一切の費用に給す  
るが爲めに國民に賦課徴收所之する財を謂ふ  
なり。也

凡租税に善有あり。惡有あり。今若し租税を以て

道路海港等を修造せば則、運輸、交通の便を開

きて而、國の利を起すが故に、税は善者なり也と謂

ふと得べし可。然れども之れが爲めに、人民の

生活費を殺ぎ、又營業財本を減ずる等之の結

果依より之を視れば則、租税者は是れ惡ならざる不

と得不ず。故に租税者は、其使用の方法如何に由

りて、或は善となり為、或は惡となり為、一定の理

論と以て豫め其善惡と斷ずべ可からざる不者

と謂ふ可し。且つ、若し、租税は必す惡しき者

なりとせば為則、最良の租税者は、常に最輕の租税



に在るべきは<sup>可</sup>之理也<sup>雖</sup>、其實大に然らざ<sup>不</sup>

る者あり<sup>有</sup>。尤も租税重きに<sup>於</sup>過ぐる<sup>之</sup>の害は<sup>是</sup>、古

來重歛の爲めに人民が疲弊困究して、國力

衰弱したる事實<sup>之</sup>にて<sup>於</sup>微明白なれども、又一方

より<sup>在</sup>、實際の事迹と見れば<sup>則</sup>、鐵道の如き運河

の如き堤防の如き築港の如き人民若くは

會社の力<sup>之</sup>にて<sup>以</sup>到底企て及ぶ能は<sup>不</sup>ざる<sup>之</sup>工事

に至りては則政府が國民の租税を以て之を

成就し、大に一般の公益を起したる之こと、少

しとせず。不故に租税之の重きに於過ぐるは、者理財

上の大害たること爲者不待言勿論なれども、雖併ら然最輕

の租税を以て最良の租税とする爲の說之も未

た一方に偏するを免れざる者といふ謂べし可

之を要するに假令ひ輕税なりとも、雖政府が

之<sup>と</sup>以て無益<sup>之</sup>の用<sup>に於</sup>に消費すれば<sup>則</sup>、國の害<sup>と</sup>  
爲し、又輕税ならず<sup>非</sup>とも、政府にて之<sup>と</sup>有益<sup>雖</sup>  
の用<sup>に於</sup>に供すれば<sup>則</sup>、亦國の益<sup>爲</sup>たるべし<sup>可</sup>。下畧

其十五 陸軍士官學校開校式ノ

祝詞

曾我祐準

臣惟ミルニ邦家ノ盛衰ハ、軍隊ノ強弱ニ基  
キ、軍隊ノ強弱ハ、士官ノ精否ニ由ル。之ヲ草

木於ニ譬乎ヘンカ乎。士官者ハ根幹也ナリ、之於チ人身於ニ

譬乎ヘンカ乎。士官者ハ精神也ナリ。根幹也ノ培養宜シ

カラザレ不レバ安則ンゾ草木ノ繁茂レヲ見レン精神

ノ發育盛不ナラズ則ンバ、何レゾ人身ノ活潑レヲ望

マン。恭レシク惟ルニ。陛下、御宇ノ初、首ト

シテ兵學校ヲ京都於ニ創レメ次イデ兵學寮ヲ

大阪於ニ設レケ遂ニ之レヲ東京于ニ移レサレ、分割シ

テ數校トナシ爲更ニ士官學校ヲ此地於ニ建築  
セラル。今ヤ、王事始メテ竣ヲ告グ、車駕親臨  
ノ盛典ニ遭ヒ、益以テ聖意之ノアル所ヲ知ル。  
臣安ンゾ鞠躬盡力シテ而職事ノ完成ヲ期セ  
ザル不ベケンヤ哉。苟モ士官ノ教習ニ於テ缺ク  
ル所ナク無ンバ則軍隊ノ精強期セズ不シテ而致ス  
ベシ可也。庶幾クハ亦以テ邦家ノ榮名ヲシテ日

々ニ旺盛ヲ加ヘシ使メン。謹ミテ奏ス。

其十六 日本赤十字社 佐野常民

わが吾赤十字社の濫觴は、者明治十年、西南戦亂

の際在にあり。この役也や、戦状之の惨烈なる、死傷

の夥夥多なる、傍觀、坐視するに、忍不びず。於是乎爰に蹶起

して而同志諸氏與と謀り、一社とむす結び、名と博

愛之謂仁之の格言に於に、取り、博愛社と稱し、官兵



のみ於に止不但まらず、國事犯者といへ雖ど、苟も負  
傷者たら爲んものは、併せてこれ之を救護する  
を以て主旨とせり爲。これ是兵仗を執りては、則  
敵として爲而闘ふ雖も、兵仗をすて棄たる負傷者は、  
これ之を待つに親愛なる的同胞を以てすべ可け  
ればなり也。政府其その舉を嘉みし、速に允可と  
賜與(敬言)ひ、又大に有志者の協賛を得而て多少救護

の實効レを奏レし、かつて會感發せしところ所の之も者

のを實施するにいたり、つ終ひに高尙なる世

界共同の慈善事業即ち赤十字社の設立と

本邦レに見る有に至りしは者實に此この結果に由

らず不んば非あらず也。

本社の博愛社營たり爲し之當時在當初は、加盟者亦も數百

人於に過ぎざり不し雖、明治二十年五月社名爲と

日本赤十字社と改め、畏くも 天皇、皇后陛下

下、御眷顧之の下に立ち宮内、海軍、陸軍、三省の

監督と得て而瑞西國の中央社と交通を開き與

し以このかた來僅かに五年の星霜とも經不ざる

雖に志士仁人之の加盟する者もの其數殆ど三萬

人之の多きに至れり。如此かく如駭々として盛況に

赴く者ものは帝室の恩眷益厚きを加へ、總裁

彰仁親王殿下の統督よろしきを得たるに

由ると雖も、亦其その事業之の吾人天賦之の至誠

と相合ふに出づる乎に外ならざる也なり。

### 其十七 熱情を抑制すべき説

井上哲次郎

人は感情の動物なり。一たび事物に對して、

深厚なる興味を感ずるときは、魂迷ひ、心奪

はれ、省察、顧慮の隙を容れず。一意之に聽從

執著し、甚しきに至りては、自他に對する義務を抛擲して、猶且其目的に到達せざれば、已まざる者あり。此時に當りて、靜かに道理を辨別し、是非利害の存する所を明にし、以てその激烈なる感情を制止する習慣を馴致するにあらざれば、人は、常に罪過の中に呻吟せざるを得ざるべし。然れども、熱情に

して一たび道理の下に抑制せられんか、これ猶ほ適當なる器械によりて運用せらるゝ蒸氣のごとし。その強大なる勢力は、何物に向ひてか利用せられざらんや。

熱情の中に於て、もつとも著るきものは、忿怒なり。怒氣胸に満つるときは、往々狂者の如く死ぬなほ避けざるものあり。これと以



て發怒の際に行ひたることは、十中の八九は、禍をその身に遺し、終身悔恨すとも及ぶべからざるものあり。

忿怒は必ずしも常に惡しきことにあらず。人の不正無禮を受けて恬然として顧みざるは正義の士の爲さざる所なり。吾人は怒るべきときには怒らざるべからず。猥りに

恥と忍びて他に屈從するは、卑怯の甚しきものなり。然れども忿怒一たびその節を失へば胸中道理なく親戚もこれを顧みる地なく故舊もこれを恕する違なく恩誼を破り信義を失ひ生涯の禍を以て一時の快を買ふものあり。故に人は幼稚の時より忍耐の習慣を養はんことを要す。一旦忿怒の情

起るとも暫くもこれを把持して、省察を加

ふれば、庶幾くは過なきを得ん。忿怒の情に

して抑制せらるれば、讒謗、罵詈、暴行等の過

失ひ、また、おのづから免るゝことを得べし。

忍耐は交際親和の要具なり。人心の異なる

は猶ほその面の如し。人の言行、われに合は

ざる故を以て一々之を忿らば、家、睦しきと

得ず、親しきと得ず、社會の人みな反目する  
外なかるべし。恕すべきはこれを恕して、わ  
れ獨りかの善と取る。これ一に忍耐の美德  
に由るなり。

忿怒に次いで戒しむべきは、傲慢と嫉妬と  
なり。傲慢は己れの優秀と挟みて他を凌ぎ  
もしくは他を卑しめて己の威重を加へん

と欲する情なり。嫉妬は他の優秀を羨望する極、その才識名望を嫉む情なり。抑威重は、人の眞價のおのづから外に表はれたるものなり。摸倣擬似は能く一時を瞞瞞すべけれど、も以てその久しきを持すべからず。また他を侮蔑するは、毫も己の品格を高くする所以にあらず。他の幸福を嫉忌したりと

てそれが爲に自己の幸福を増進すべきもの  
にあらす。これ等は、たゞに無智蒙昧の擧  
動なるのみならず、卑劣不徳の甚しきもの  
なり。

東文易解 終